

監査意見書

令和8年4月30日

国民民主党規約第36条、第48条に基づく監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

令和7年の政党交付金に関する収支について監査を実施した。

2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明書等についての意見

いずれも誤りなく記録され、かつ保存されていることを確認した。

3. その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項はありません。

政党の名称 国民民主党

監査した者の職・氏名

会計監査

榛葉賀津也 

監 査 報 告 書

令和8年4月27日

国 民 民 主 党

代 表 玉 木 雄 一 郎 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

児玉卓也

1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、国民民主党の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込の明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

3. 利害関係

当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以 上

(その7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- ☒ 2 監査意見書
- ☒ 3 監査報告書（本部に限る。）
- ☒ 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ☒ 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

確認

- ☒ この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日 令和8年4月30日

政党(支部)の名称 国民民主党

会計責任者の氏名 濱野 喜史

